

令和7年4月1日 改正

# 学 則

武庫川女子大学短期大学部

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、武庫川学院立学の精神に基づき、女子に实际的な専門職業に重きをおく大学教育を施し、高い知性と善美な情操と高雅な徳性を兼ね具えた有為な日本女性を育成して平和的世界文化の向上に貢献することを目的とする。

### (名称)

第2条 本学は、武庫川女子大学短期大学部と称する。

### (所在地)

第3条 本学は、兵庫県西宮市池開町6番46号に設置する。

### (自己点検及び評価)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究の改善に努める。

2 前項の点検及び評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、本学における研修及び研究を組織的に実施するものとする。

2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学科・学生定員・目的及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第5条 本学に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼 児 教 育 学 科	0	0
食 生 活 学 科	0	0
生 活 造 形 学 科	0	0

### (目的)

第5条の2 各学科の目的は次のとおりとする。

2 立学の精神と教育推進宣言に則り、幼児教育学科は、平和で民主的な社会の形成者として、新しい時代の要請を視野に入れつつ教育についての理論と実践を学び、教育界に貢献する女性の育成を目的とする。

この目的のもと、豊かな人間性と創造的能力を基礎に、高い資質・能力を有し、人間としての優しさを身につけた教育者を育成する。

3 食生活学科は、食生活を食物科学、栄養科学、健康科学を中心として多方面から捉え、健康で豊かに暮らせる食生活を指導できる栄養士を養成することを目的とする。

4 生活造形学科は、生活を形造る「衣」と「住」に関する基礎的な事柄を学ぶとともに、専門的

な学習を通して創造性と感性を磨くことにより、生活者の視点に立ち幅広く活躍できる有為な女性を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は2年とする。ただし、再入学及び転入学した者の取扱いについては、別に定める。

2 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

### 第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日より9月14日まで

後学期 9月15日より3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 創立記念日 2月25日
- (3) 日曜日
- (4) 夏季休業 8月5日より9月14日まで
- (5) 冬季休業 12月25日より翌年1月7日まで
- (6) 春季休業 3月20日より4月2日まで

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 入学・再入学・転学科・転学・退学・休学・復学及び除籍

(入学の時期)

第10条 入学期日は学年の始めとする。ただし、後学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合

格した者

(6) 文部科学大臣が高等学校若しくは中等教育学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学において、相当の年齢に達し高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選抜)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、所定の期日までに、入学誓書兼同意書・保証書・その他本学所定の書類を提出しなければならない。

4 前項の保証書の保証人は、独立の生計を営む満25歳以上の者で、確実に保証人の責務を履行し得るものでなければならない。若し、本学において不相当と認めるときは、保証人の変更を命ずることがある。

5 保証人が死亡又はその他の理由で、その責をつくし得ないときは、新たに保証人を選定して、直ちに届け出なければならない。

6 保証人が転居した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(再入学)

第15条 本学に再入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 再入学に関し、必要な事項は別に定める。

(転学科)

第16条 各学科に所属する学生がその他の学科へ転学科を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 転学科した者の在学年数には、転学科前の在学年数の全部又は一部を通算することができる。

また、転学科前の既修得単位については、その全部又は一部を転学科した学科の単位として認定することができる。

3 転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(他短期大学からの転学)

第17条 他の短期大学の学生が、正当な理由により、本学に転学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 前項の転学生については、第15条第2項の規定を準用する。

(他短期大学への転学)

第18条 他の短期大学に転学を志願する者があるときは、やむを得ない事情のある場合にのみ許可することがある。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出て、許可を受けなければならない。

(休学)

第20条 疾病その他やむを得ない事情により、2か月以上修学することのできない者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出て、許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第21条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第6条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署の上、願い出て、復学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 第6条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第21条第2項に規定する休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 休学期間満了後正当な理由なくして、復学、休学の継続、退学のいずれかの願い出がない者
- (4) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 長期間にわたり所在不明の者
- (6) 法に定める在留資格が得られない者
- (7) 死亡した者

第24条 入学・再入学・転学科・転学・退学・休学・復学及び除籍する者は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

## 第5章 教育課程及び履修方法等

### (授業科目)

第25条 授業科目を分けて、共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 前項の授業科目のほか、特別教育科目を置く。
- 3 共通教育科目の授業科目並びにその単位数は、別表第1のとおりとする。
- 4 基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数は、別表第2のとおりとする。
- 5 特別教育科目の授業科目並びにその授業時間数は、別表第3のとおりとする。

第26条 削除

### 2 削除

#### (教育職員免許状)

第26条の2 幼児教育学科の学生で幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 履修方法は別に定める。
- 3 削除
- 4 削除

#### (保育士)

第26条の3 幼児教育学科の学生で保育士証交付の資格要件を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 履修方法は別に定める。

#### (栄養士)

第27条 食生活学科の学生で、栄養士免許証交付の資格要件を得ようとする者は、第35条の規定によるほか、栄養士法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 履修方法は別に定める。

#### (単位の計算方法)

第28条 第25条第1項並びに第26条第1項に規定する各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要がある場合には、授業科目の内容及び授業の方法に応じ、教育効果を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。音楽の個人指導による実技の授業については、特に授業時間外に必要な学修を考慮して、10時間の授業をもって1単位とすることができる。なお、保育士資格に係る「保育実習、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ」として本学が開設する授業科目のうち実習施

設における授業時間数については、厚生労働省が保育士養成施設指定基準に定める実習時間数に基づき、40時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法により行なう場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 特別教育科目である、ボランティア活動及びインターンシップ活動による単位認定は30時間の活動をもって1単位とする。対象となる活動については、別に定める。

(多様なメディアを高度に利用した学修)

第28条の2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前条に規定する講義、演習、実験、実習及び実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(1年間の授業期間)

第29条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第30条 特別教育科目を除く授業科目にあつては、その授業科目を履修し、成績評価の結果、合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第28条第2項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与えることができる。

2 第28条第3項の基準に従って認定された者には、所定の特別単位を与える。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第31条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の協定した他の短期大学又は大学の授業科目を履修し修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第32条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 第1項に規定する学修に対する単位の認定等について必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 本学の第1年次に入学した学生が、入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学の第1年次に入学した学生が、入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学が教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第31条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(成績の評価)

第34条 試験等成績の評価は、S、A、B、C、不合格、E、F、認をもって表わし、S、A、B、C、認を合格とする。

2 この学則に定めるもののほか、成績の評価に関する必要な事項は、別に定める。

## 第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第35条 本学の卒業要件は、第6条に規定する修業年限以上在学し、別表第1及び第2に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、62単位以上を修得しなければならない。

2 削除

(卒業)

第36条 本学に第6条に規定する修業年限以上在学し、前条に規定する所定の単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第37条 学長は、卒業を認定した者に対して、武庫川女子大学短期大学部学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第38条 削除

## 第7章 入学検定料・入学金・学費

(入学検定料等の金額)

第39条 本学の入学検定料・入学金及び学費は、別表第5のとおりとする。

(学費の納入期)

第40条 学費は、年2回に分けて納入しなければならない。

2 学費の納入時期については、別に定める。

(納入した入学検定料等)

第41条 納付した入学検定料及び入学金は、事情の如何にかかわらず返還しない。

2 納入した授業料・教育充実費及び学生研修費等の取扱いについては、別に定める。

(退学・停学・休学・復学の場合の学費)

第42条 退学・停学・休学・復学の場合の学費の納入方法については、別に定める。

2 休学中は、学費の納入は免除する。ただし、休学中は、休学在籍料を納入しなければならない。

休学在籍料に関する必要な事項は、別に定める。

(卒業延期の場合の学費)

第42条の2 卒業延期の場合の学費に関する必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教職員組織

(教職員組織)

第43条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(学長)

第44条 学長は、本学の学務を掌理し、所属職員を統督する。

(副学長)

第45条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 学長に事故あるときは、その職務を代行する。

(学科長)

第46条 本学に学科長を置く。

2 学科長は、当該学科の学務を掌理し、所属職員を統督する。

(共通教育科長)

第46条の2 本学に共通教育科長を置く。

2 共通教育科長は、共通教育の学務を掌理し、所属職員を統督する。

(幹事教授)

第47条 本学に幹事教授を置く。

2 幹事教授は、学科長を補佐する。

## 第9章 教授会・短期大学部評議会

(短期大学部教授会)

第48条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第49条 教授会は、学長、副学長、専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、学長が必要と認めたときは、専任の助教を加えることができる。

2 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

(教授会の審議事項)

第50条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(短期大学部評議会)

第51条 本学に短期大学部評議会を置き、全学科を横断する事項について審議する。

第52条 削除

第53条 削除

(その他)

第54条 本章に定めるもののほか、教授会、短期大学部評議会に関する規程は、別に定める。

## 第10章 科目等履修生・特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生・特別聴講生)

第55条 本学において、特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として在籍を許可することがある。科目等履修生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は、所定の単位を与える。

2 他の短期大学又は大学（外国の短期大学・大学を含む。）との協議に基づき、当該他の短期大学又は大学の学生が、本学の授業科目について履修を願い出たときは、選考の上、特別聴講生として履修を許可することができる。特別聴講生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は、所定の単位を与える。

3 科目等履修生の履修料等は、別表第6のとおりとし、特別聴講生の聴講料等は別に定める。

(外国人留学生)

第56条 外国人で、本学に入学を志願する者がいるときは、選抜の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第56条の2 科目等履修生・特別聴講生及び外国人留学生の許可については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

2 科目等履修生・特別聴講生及び外国人留学生の本学則の適用については、修学上必要な事項のほか第57条並びに第58条の規定を準用する。

3 この学則に定めるもののほか、科目等履修生・特別聴講生及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞罰

### (表彰)

第57条 学生として全学生の模範となる善行のあった者は、教授会の意見を聴いて、学長が表彰する。

### (懲戒)

第58条 本学の規則、命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前2項により停学となった期間は、第6条に規定する修業年限に含めることはできない。

5 この学則に定めるもののほか、懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

## 第12章 附属図書館

### (附属図書館)

第59条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規定は、別に定める。

## 第13章 学寮

### (学寮)

第60条 本学に学寮を置く。

2 学寮に関する規定は、別に定める。

## 第14章 改廃

### (改廃)

第61条 本学則の改廃は、短期大学部評議会の意見を聴いて、理事会において決定する。

### 附 則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和26年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和28年9月30日から施行する。

附 則

この学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第25条第4項の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のおりとする。
- 3 第26条の2の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生の各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等の授業科目並びにその単位数（別表第4）については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 心理・人間関係学科は令和5年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存在するものとする。
- 3 第5条の2の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
- 4 第25条第4項の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のおりとする。
- 5 第26条の2の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生の各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等の授業科目並びにその単位数（別表第4）については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第5条に規定する、幼児教育学科、食生活学科及び生活造形学科の令和6年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	年度	令和6年度
	収容定員	
幼児教育学科	200	
食生活学科	120	
生活造形学科	150	

- 3 第25条第4項の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学生の基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目並びにその単位数（別表第2）については、なお従前のおりとする。
- 4 第26条の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学生の教職に関する専門教育科目並びにその単位数（別表第4）については、なお従前のおりとする。
- 5 第26条の2第1項、第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
- 6 第35条第2項の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学生の別表第4に掲げる授業科目を履修した際における卒業に必要な単位数の取扱いについては、なお従前のおりとする。
- 7 日本語文化学科は、令和6年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存在するものとする。
- 8 英語キャリア・コミュニケーション学科は、令和6年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存在するものとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、幼児教育学科、食生活学科及び生活造形学科の令和7年度の収容定員は、次のとおりとする。なお、在学生在が卒業するのを待って、武庫川女子大学短期大学部は廃止するものとする。

学部・学科	年度	令和7年度
	収容定員	
幼児教育学科	50	
食生活学科	40	
生活造形学科	60	

## 別表第1

## 共通教育科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
基礎教養科目群 人文科学科目				健康・スポーツ科目群 健康・スポーツ科学科目			
日 本 の 文 化 I		2		ス ポ ー ツ と 栄 養		2	
日 本 の 文 化 II		2		健康・スポーツ科目群 スポーツ実技科目			
インテリアプロダクトのデザイン		2		ス ポ ー ツ 実 技 ( テ ニ ス )		1	
インテリア空間のデザイン		2		大 学 ・ 初 年 次 ゼ ミ 学 び 発 見 ゼ ミ			
基礎教養科目群 社会科学科目				大 学 学 び 発 見 ゼ ミ		2	
ヒロシマ 被爆体験伝承者の挑戦		2					
基礎教養科目群 自然科学科目							
数 や 図 形 の 科 学		2					
基礎教養科目群 国際理解科目							
世界の中の日本人		2					
基礎教養科目群 現代トピック科目							
Current Affairs in Japan I		2					
Current Affairs in Japan II		2					
ジェンダー科目群							
女性の身体とセクシュアリティ		2					
メディアに見るジェンダー		2					
キャリアデザイン科目群							
自己アピールトレーニング		2					
言語・情報科目群 言語リテラシー科目							
特別英語演習 I		4					
特別英語演習 II		4					
特別英語演習 VIII		2					
特別中国語演習 I		2					
特別中国語演習 II		2					
特別ハングル演習 IV		2					
海外演習 I (タイ)		1					
海外演習 II (タイ)		2					
海外演習 I (豪州)		1					
海外演習 II (豪州)		2					
海外演習 I (台湾)		1					
海外演習 II (台湾)		2					
海外演習 I (韓国)		1					
海外演習 II (韓国)		2					
言語・情報科目群 情報リテラシー科目							
データリテラシー・A I の基礎	2						

## 別表第2

## 基礎教育科目及び専門教育科目

## 幼児教育学科

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
<b>基礎教育科目</b>				保 育 原 理		2	
初 期 演 習 I	1			保 育 者 論		2	
初期演習Ⅱ(幼児教育・保育)	1			教 育 ・ 保 育 制 度 論		2	
日 本 国 憲 法		2		保 育 の 心 理 学		2	
英 語 会 話 I	2			特 別 支 援 教 育 総 論		2	
英 語 会 話 II	2			教 育 課 程 ・ 保 育 計 画 論		2	
教 育 と I C T	2			教 育 方 法 の 理 論 と 実 践		2	
体 育 I ( 講 義 )		1		保 育 ・ 教 育 相 談 支 援		2	
体 育 II ( 実 技 )		1		教 育 実 習 事 前 事 後 指 導 ( 幼 )		1	
<b>専門教育科目</b>				教 育 実 習 ( 幼 )		4	
幼 児 教 育 ・ 保 育 研 究	1			保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 ( 幼 )		2	
子 ど も と 健 康		1		器 楽 基 礎		1	
子 ど も と 人 間 関 係		1		ア ン サ ン ブ ル と 弾 き 歌 い		1	
子 ど も と 環 境		1		人 権 教 育 と 福 祉		2	
子 ど も と 言 葉		1		子 ど も 家 庭 福 祉		2	
子 ど も と 音 楽 表 現		1		社 会 福 祉		2	
子 ど も と 造 形 表 現		1		子 ど も 家 庭 支 援 論		2	
子 ど も と 身 体 表 現		1		社 会 的 養 護 I		2	
保 育 内 容 総 論		2		子 ど も 家 庭 支 援 の 心 理 学		2	
保 育 内 容 ・ 健 康		2		子 ど も の 理 解 と 援 助		1	
保 育 内 容 ・ 環 境		2		子 ど も の 保 健		2	
保 育 内 容 ・ 人 間 関 係		2		子 ど も の 食 と 栄 養		2	
保 育 内 容 ・ 言 葉		2		乳 児 保 育 I		2	
保 育 内 容 ・ 表 現 I		1		乳 児 保 育 II		1	
保 育 内 容 ・ 表 現 II		1		子 ど も の 健 康 と 安 全		1	
保 育 内 容 指 導 法		2		障 害 児 保 育		2	
教 育 原 理		2		社 会 的 養 護 II		1	

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
子 育 て 支 援		1					
保 育 実 習 指 導 I A		1					
保 育 実 習 指 導 I B		1					
保 育 実 習 I ( 保 育 所 )		2					
保 育 実 習 I ( 施 設 )		2					
保 育 実 習 指 導 II		1					
保 育 実 習 II		2					

食生活学科

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
<b>基礎教育科目</b>				栄養教育論実習Ⅰ		1	
初 期 演 習 Ⅰ	1			栄養教育論実習Ⅱ		1	
初期演習Ⅱ(食生活学入門)	1			公 衆 栄 養 学		2	
基 礎 生 物 化 学	2			調 理 学 Ⅰ	2		
英 語 会 話 Ⅰ	2			調 理 学 実 習 Ⅰ	1		
英 語 会 話 Ⅱ	2			調 理 学 実 習 Ⅱ	1		
<b>専門教育科目</b>				給 食 管 理 学	2		
公 衆 衛 生 学		2		フ ー ド サ ー ビ ス 論	2		
社 会 福 祉 概 論		2		給 食 管 理 実 習		2	
解 剖 生 理 学 Ⅰ		2		臨 地 実 習		1	
解 剖 生 理 学 Ⅱ		2		フ ー ド サ ー ビ ス 実 習		2	
解 剖 生 理 学 実 習		1		調 理 学 Ⅱ		1	
運 動 生 理 学		2		調 理 学 実 習 Ⅲ		1	
生 化 学		2		製 菓・製 パ ン 理 論		1	
生 化 学 実 験		1		製 菓・製 パ ン 実 習		1	
食 品 学	2						
食 品 素 材 学	2						
食 品 学 実 験		1					
食 品 衛 生 学		2					
食 品 衛 生 学 実 験		1					
食 品 評 価 演 習		2					
基 礎 栄 養 学	2						
栄 養 学 実 習		1					
応 用 栄 養 学 Ⅰ		2					
応 用 栄 養 学 Ⅱ		2					
応 用 栄 養 学 実 習		1					
臨 床 栄 養 学 概 論		2					
臨 床 栄 養 学 実 習		1					
栄 養 教 育 論 Ⅰ		2					
栄 養 教 育 論 Ⅱ		2					

生活造形学科

授 業 科 目	単 位 数		備 考	授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
<b>基礎教育科目</b>				アパレル材料学		2	
初期演習Ⅰ	1			アパレル材料学実験		2	
初期演習Ⅱ（生活造形）	1			被服整理学		2	
情報リテラシー	2			被服整理学実験		2	
英語会話Ⅰ	2			染色加工学		2	
英語会話Ⅱ	2			染色加工実験		2	
<b>専門教育科目</b>				衣環境学		2	
ファッションビジネス論		2		海外語学研修		3	
色彩学		2		海外の生活造形研修Ⅰ		1	
消費科学		2		海外の生活造形研修Ⅱ		2	
マーケティング論		2		住居学		2	
アパレルデザイン論		2		インテリア計画		2	
スタイル画演習		1		室内環境学		2	
服飾文化史		2		人間工学		2	
パターンメイキング演習		2		建築史		2	
アパレルコンストラクション		2		現代デザイン論		2	
アパレルコンストラクション実習Ⅰ		2		住宅計画		2	
アパレルコンストラクション実習Ⅱ		2		福祉住環境論・同実験		2	
ドレーピング実習		2		基礎・住宅製図		2	
アパレル生産実習Ⅰ		2		コーディネート・リフォーム実習		2	
アパレル生産実習Ⅱ		2		住宅・店舗設計		2	
アパレル企画演習		2		ベーシックデザイン実習		2	
織物実習		2		インテリアエレメント制作実習Ⅰ		2	
V M D 演習		2		インテリアエレメント制作実習Ⅱ		2	
ファッションコンピュータ実習		2		インテリアテキスタイル制作実習		2	
アパレルCAD実習		1		C G 基礎実習		2	
テキスタイルコンピュータ実習		2		C A D 基礎実習		2	
クリエイティブデザイン実習		2		住宅・インテリアCAD実習		2	
織維学		2		住宅設備計画		2	
織維学実験		2		生活材料学		2	

授 業 科 目	单 位 数		備 考	授 業 科 目	单 位 数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
生活材料学実験		2					
住宅施工		2					
住宅一般構造		2					
構造力学		2					
構造力学演習		1					
建築法規		2					
測量実習		2					
自由創作 A		2					
自由創作 B		2					
自由創作 C		2					

## 履 修 方 法 （別表第1、第2の備考）

### 1. 卒業までに修得すべき最低単位数

学生は、共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の中から62単位以上を修得しなければならない。ただし、下記の学科においては、それぞれに規定する単位を含めて修得しなければならない。

#### 幼児教育学科

- 1 共通教育科目の中から4単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」（2単位・必修）
- 3 基礎教育科目及び専門教育科目の中から41単位以上

#### 食生活学科

- 1 共通教育科目の中から4単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」（2単位・必修）
- 3 基礎教育科目8単位
- 4 専門教育科目の中から40単位以上

#### 生活造形学科

- 1 共通教育科目の中から6単位以上
- 2 共通教育科目『言語・情報科目群』の中の「情報リテラシー科目」から「データリテラシー・AIの基礎」（2単位・必修）
- 3 基礎教育科目8単位
- 4 専門教育科目の中から40単位以上

## 別表第3

### 特別教育科目

#### 1 ボランティア活動

ボランティア活動	(注)	選択
----------	-----	----

(注) ボランティア活動30時間に対して1単位を認定する。修得した単位は卒業要件の単位に含めない。

#### 2 インターンシップ活動

インターンシップ活動	(注)	選択
------------	-----	----

(注) インターンシップ活動30時間に対して1単位を認定する。修得した単位は卒業要件の単位に含めない。

別表第 4  
教育職員免許状  
削除

別表第 5（第39条関係）

令和 6 年度の入学生

学 科		費 目	学 費（年 額）			
			授 業 料	教育充実費	実験実習費	実務実習費
幼 児 教 育 学 科	1 年次		894,000 <sup>円</sup>	230,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
	2 年次		954,000	269,000	—	—
食 生 活 学 科	1 年次		894,000	250,000	43,000	—
	2 年次		954,000	355,000	43,000	—
生 活 造 形 学 科	1 年次		894,000	250,000	—	—
	2 年次		954,000	310,000	—	—

令和5年度の入学生

費 目 学 科		学 費 (年 額)			
		授 業 料	教育充実費	実験実習費	実務実習費
日本語文化学科	1年次	833,000 <sup>円</sup>	200,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
	2年次	893,000	209,000	—	—
英語キャリア・コミュニケーション学科	1年次	833,000	200,000	—	—
	2年次	913,000	209,000	—	—
幼児教育学科	1年次	894,000	230,000	—	—
	2年次	954,000	249,000	—	—
食生活学科	1年次	894,000	250,000	43,000	—
	2年次	954,000	335,000	43,000	—
生活造形学科	1年次	894,000	250,000	—	—
	2年次	954,000	290,000	—	—

令和4年度の入学生

費 目 学 科		学 費 (年 額)			
		授 業 料	教育充実費	実験実習費	実務実習費
日本語文化学科	1年次	833,000 <sup>円</sup>	200,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
	2年次	893,000	200,000	—	—
英語キャリア・コミュニケーション学科	1年次	833,000	200,000	—	—
	2年次	913,000	200,000	—	—
幼児教育学科	1年次	894,000	230,000	—	—
	2年次	954,000	240,000	—	—
心理・人間関係学科	1年次	894,000	230,000	—	—
	2年次	954,000	230,000	—	—
食生活学科	1年次	894,000	250,000	42,000	—
	2年次	954,000	275,000	42,000	—
生活造形学科	1年次	894,000	250,000	—	—
	2年次	954,000	250,000	—	—

令和3年度の入学生

費 目 学 科		学 費 (年 額)			
		授 業 料	教育充実費	実験実習費	実務実習費
日本語文化学科	1年次	833,000 <sup>円</sup>	200,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
	2年次	893,000	200,000	—	—
英語キャリア・コミュニケーション学科	1年次	833,000	200,000	—	—
	2年次	913,000	200,000	—	—
幼児教育学科	1年次	894,000	230,000	—	—
	2年次	954,000	240,000	—	—
心理・人間関係学科	1年次	894,000	230,000	—	—
	2年次	954,000	230,000	—	—
食生活学科	1年次	894,000	250,000	40,000	—
	2年次	954,000	275,000	40,000	—
生活造形学科	1年次	894,000	250,000	—	—
	2年次	954,000	250,000	—	—

別表第 6 (第55条関係)

区	分	金	額	備	考
科目等履修生	選	考	料	10,000円	本学卒業生は免除
	登	録	料	15,000円	本学卒業生は半額
	履	修	料	1 単位 30,000円	単位不要の場合は半額